

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成28年7月27日 12時14分ごろ
発生場所	神奈川県真鶴町真鶴岬南東方沖 真鶴港北防波堤灯台から真方位129°3.3海里付近 (概位 北緯35°07.7′ 東経139°11.0′)
事故の概要	プレジャーボート 湘南海友丸は、漂流中、転覆した。
事故調査の経過	平成28年7月28日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 湘南海友丸、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	235-52387 神奈川、有限会社上谷防水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り場で船尾に掲げたスパンカーに風を受けて左舷側に流されながら微速前進中、船外機のプロペラに釣り糸が絡んだので、船長が、船外機をチルトアップして漂流し、左舷船尾で中腰の体勢でプロペラから釣り糸を外していたところ、左舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>船長は、本船が横倒しになる前に海に飛び込んで、本船の船底に上ったところ、付近にいた釣り船に救助された。</p> <p>本船は、救助した釣り船の船長が海上保安庁に通報した後、来援した海上保安庁の巡視船により真鶴港にえい航された。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、真鶴岬南東方沖において漂流中、船長が、左舷船尾で中腰の体勢で船外機をチルトアップしてプロペラに絡んだ釣り糸を外そうとしたことから、復原力を超える傾斜外力が作用して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、真鶴岬南東方沖において漂流中、船長が、左舷船尾で中腰の体勢で船外機をチルトアップしてプロペラに絡んだ釣り糸を外そうとしたため、復原力を超える傾斜外力が作用して転覆したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船においては、船体のバランスを考慮すること。